

令和7・8年度
建設工事に係る
競争入札参加資格審査
申請要領

【県内建設業者用】

福井県土木部土木管理課

<入札参加資格審査申請に関する問い合わせ先>

1 電子申請システムの操作に関すること

- ・印刷の方法が分からない。
- ・データの保存、読み込みの方法が分からない。
- ・データの修正の方法が分からない。

ふく e-ネットサービスデスク

電話 0120-470-570 (直通)

平日の9時から17時まで(12月29日～1月3日を除く。)

2 業者番号に関すること

- ・業者番号がわからない。
- ・新規に申請をするので、業者番号を発行してほしい。

土木部土木管理課建設産業・人材支援室

電話 0776-20-0470 (直通)

平日の8時30分から17時15分まで
(12月29日～1月3日を除く。)

3 申請書類の記入方法、添付書類の内容等に関すること

- ・上記1および2以外に関すること。

主たる営業所※の所在地	提出先
福井市 吉田郡永平寺町	福井土木事務所総務課 〒910-0853 福井県福井市城東 4-28-1 電話 0776-24-5114 (内線 323・324)
あわら市 坂井市	三国土木事務所総務課 〒913-8511 福井県坂井市三国町水居 17-45 電話 0776-82-2372 (直通)
大野市 勝山市	奥越土木事務所総務課 〒912-0016 福井県大野市友江 11-14 電話 0779-66-1221 (内線 816)
鯖江市 越前市 今立郡池田町 南条郡南越前町 丹生郡越前町	丹南土木事務所総務課 〒915-0882 福井県越前市上太田町 42-1-1 電話 0778-23-4539 (直通)
敦賀市 三方郡美浜町 三方上中郡若狭町のうち旧三方町の区域	敦賀土木事務所総務課 〒914-0811 福井県敦賀市中央町 1-7-36 電話 0770-22-5448 (直通)
小浜市 大飯郡高浜町 大飯郡おおい町 三方上中郡若狭町のうち旧上中町の区域	小浜土木事務所総務課 〒917-0241 福井県小浜市遠敷 1-101 電話 0770-56-5950 (直通)

平日の8時30分から17時15分まで(12月29日～1月3日を除く。)

1 資格の種類

福井県が発注する建設工事に係る競争入札参加資格の種類は、建設業法別表の上欄に掲げる建設工事です。

ただし、「とび・土工・コンクリート工事」については、

- ・「法面処理工事」
- ・「交通安全施設工事」
- ・「とび・土工・コンクリート（その他）工事」 の3つに区分します。

2 資格審査を受けることができる者

次のすべての要件を満たす者に限り、競争入札参加資格審査の申請をすることができます。

〔全ての業種に共通する項目〕

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者）でないこと。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により入札に参加させないこととされている者でないこと。
- ③ 次に掲げる税のうち納期限の到来しているものを滞納していないこと。
 - ア 福井県税
 - イ 法人税（申請者が法人である場合）
 - ウ 申告所得税（申請者が個人である場合）
 - エ 消費税および地方消費税
- ④ 申請する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けていること。
- ⑤ 資格審査の審査基準日の直前1年間に終了する事業年度の決算日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査の申請をしていること。

【注意事項】

- ・ 資格審査の審査基準日は、「3 資格審査の申請期間」の「審査基準日の欄」（5ページ）をご覧ください。定期申請の場合、審査基準日は令和6年10月1日ですから、**令和5年10月1日から令和6年9月30日の間に終了する事業年度に係る経営事項審査を受審している必要があります**ので御注意ください。

- ⑥ 申請に係る建設工事の業種について、⑤に係る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の2年平均または3年平均の完成工事高が250万円を超えていること。ただし、資格の適用開始日の直前2年間において、資格者名簿に登載されていなかった業種については2年平均または3年平均の完成工事高が500万円以上であること。
- ⑦ 他の有資格者の営業所から「独立した営業所」を有する者であること。
- ⑧ 建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること、または退職一時金制度を有していること

- ⑨ 健康保険、厚生年金保険および雇用保険の全てに加入し、かつ、それら全ての保険料について審査基準日前２年間に未納の期間がない者（加入義務がある者に限る。）であること。
- ⑩ 経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）で申請される場合にあっては、全ての構成員が上記①～⑨の要件を満たしていること。

〔業種ごとに要求される項目〕

- ① **電気工事**に係る資格審査を申請する者については、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和４５年法律第９６号）第３４条第４項の規定による届出をしていること（経常ＪＶで申請される場合にあっては、全ての構成員）。
- ② **舗装工事**に係る資格審査を申請する者については、次に掲げる建設機械の**全部（規格を問いません。）**を所有していること（経常ＪＶで申請される場合にあっては、ＪＶ構成員の全体で）。
- ・ アスファルトフィニッシャー
 - ・ タイヤローラー
 - ・ マカダムローラー

注１ 舗装工事の資格を得るために必要な建設機械については、舗装幅や車両重量等の規格を問いませんが、Ａ等級の格付けを得るためには、一定以上の規格が必要となります。

※Ａ等級格付けに必要な建設機械の規格

アスファルトフィニッシャー 舗装幅３．３ｍ以上（伸長時の最大幅）

タイヤローラー 車両重量８ｔ以上（バラストを含めた最大時の重量）

マカダムローラー 車両重量１０ｔ以上（バラストを含めた最大時の重量）

２ ②の「所有」には、契約期間が令和９年４月３０日以後に及ぶもので、リース期間中の全てにおいて「所有」と同視できる程度に独占的使用が認められているもの（原則として、法人税法に規定するファイナンスリース取引契約に係るものに限る。）により使用する場合を含みます。

３ ②で所有しなければならないとされている建設機械については、建設工事に使用することができるものであるかどうか、その作動状況を監督職員が実地に確認したものでなければ所有しているとは認められず、資格を認定することができません。

「舗装工事」の資格審査を申請される方は、「舗装工事施工体制実態調書（様式第５号）」を提出し、その内容について、所管土木事務所の確認を受けてください。

〔経常ＪＶに関する項目〕

- ① 経常ＪＶとして資格審査を申請するには、次に掲げる要件を満たす必要があります。
- ア 構成員の全員が、資格者名簿に登載を希望する業種（以下「登載業種」という。）について、建設業法第３条第１項の許可を有しての営業年数が３年以上あり、かつ、同法第２７条の２３の規定による経営事項審査の申請をしていること。
- イ 構成員の全員が登載業種について元請の実績があること。
- ウ 構成員の全員が主たる営業所の所在地を所管する土木事務所が同一である県内業者であること。
- エ 建設業法第２６条に規定する登載業種に係る監理技術者または主任技術者となることができる者を工事現場ごとに配置しうるものであること

- オ 構成員のいずれかが他の経常ＪＶ（登録業種が異なるものを含む。）の構成員となっていないこと。
- カ 構成員の数が２または３であること。
- キ 資格者名簿において、同一等級または直近等級に属する者との２者または３者の組み合わせによるものとし、等級が３等級にわたらないこと。なお、等級の認定は申請年度の競争入札参加資格審査に基づき格付けされると見込まれる等級によるものとする。
- ク 経常ＪＶの代表者は構成員において定める者とし、構成員の最小出資比率は構成員が２のときは３０パーセント以上、３のときは２０パーセント以上であること。

- ② 令和７・８年度の競争入札参加資格を有すると決定された建設業者（単体）は、当該資格が有効となった日から９か月を経過した後でなければ、当該資格と同一の業種について、経常ＪＶとしての資格審査を申請することができません。

また、同様に、令和７・８年度の競争入札参加資格を有すると決定された経常ＪＶの構成員は、当該資格が有効となった日から９か月を経過した後でなければ、当該資格と同一の業種について、建設業者（単体）または他の経常ＪＶの構成員として資格審査を申請することができません。

〔事業協同組合に関する特例措置について〕

- ① 事業協同組合については、受注機会の確保を図るため特例措置が定められています。この特例は、事業協同組合から特例措置の申出がある場合に限り適用することになっております。

また、事業協同組合は、福井県の発注する工事では、経常建設共同企業体の構成員および特定建設工事共同企業体の構成員となることはできませんので予めご注意ください。

- ② 特例措置を申出することができる事業協同組合

次の条件をすべて満たす事業協同組合は特例措置の申出ができます。

1	中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合であること
2	建設業法第 3 条による許可および同法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査を受けている事業協同組合であること
3	県内に主たる営業所を有すること
4	中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けていること
5	福井県告示で定める競争入札参加資格審査を受けることができるものであること

- ③ 審査対象者

事業協同組合の特例を希望する場合には、事業協同組合の経営の内容等に加えて、組合員である建設業者のうちから最大 10 社の審査対象者のものも考慮されて審査が行われ、審査対象者は、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

1	当該組合の組合員であること
2	当該組合の理事または当該組合の理事が役員になっている法人であること

3	当該希望工事種別に属する工事を施工することについての建設業法第3条の規定による許可および当該許可に係る建設業を対象とする経営事項審査を受けているものであること
4	福井県告示で定める競争入札参加資格審査を受けることができるものであること

3 資格審査の申請期間

申請の区分	申請期間	資格適用日（予定）	審査基準日
定期	令和6年11月1日～12月31日	令和7年5月1日	令和6年10月1日
7年5月追加	令和7年5月1日～5月31日	令和7年8月1日	令和7年1月1日
7年8月追加	令和7年8月1日～8月31日	令和7年11月1日	令和7年4月1日
7年11月追加	令和7年11月1日～11月30日	令和7年2月1日	令和7年7月1日
8年2月追加	令和8年2月1日～2月28日	令和8年5月1日	令和7年10月1日
8年5月追加	令和8年5月1日～5月31日	令和8年8月1日	令和8年1月1日
8年8月追加	令和8年8月1日～8月31日	令和8年11月1日	令和8年4月1日
8年11月追加	令和8年11月1日～11月30日	令和9年2月1日	令和8年7月1日

【注意事項】

- ・県の休日（土曜日、日曜日、休日および12月29日から31日まで）には、持参による申請書類の受付はできませんので、御了承ください。
- ・申請期間の末日が県の休日の場合に、申請書類を提出される方は、**必ず郵送**としてください（当該期間内の消印があるものに限り、受け付けます。）

4 資格審査の結果通知および公表

資格審査の結果は、申請者に通知するとともに、福井県のホームページでも公表します。

5 資格の有効期間

令和7・8年度の競争入札参加資格の有効期間は、資格適用の日から**令和9年4月30日までの予定**です。

6 資格審査の申請の方法

（1）申請手続の概要

令和7・8年度の競争入札参加資格審査の申請においては、その一部について**電子申請**を行ってください。

電子申請は、《ふくえネット電子申請》から行ってください。
競争入札参加資格審査申請書作成画面は、県ホームページの「令和7・8年度競争入札参加資格申請」から直接リンクすることができます。

なお、電子申請を行っただけでは、申請手続として完了しません。次の①および②の両方の手続を行うことで申請手続が完了します。

- ① 電子申請によるデータの送信
- ② 次に掲げる書類の送付（持参または郵送）

ア ①の電子申請で入力した様式を印刷したもの

イ 電子申請で入力する様式以外の様式

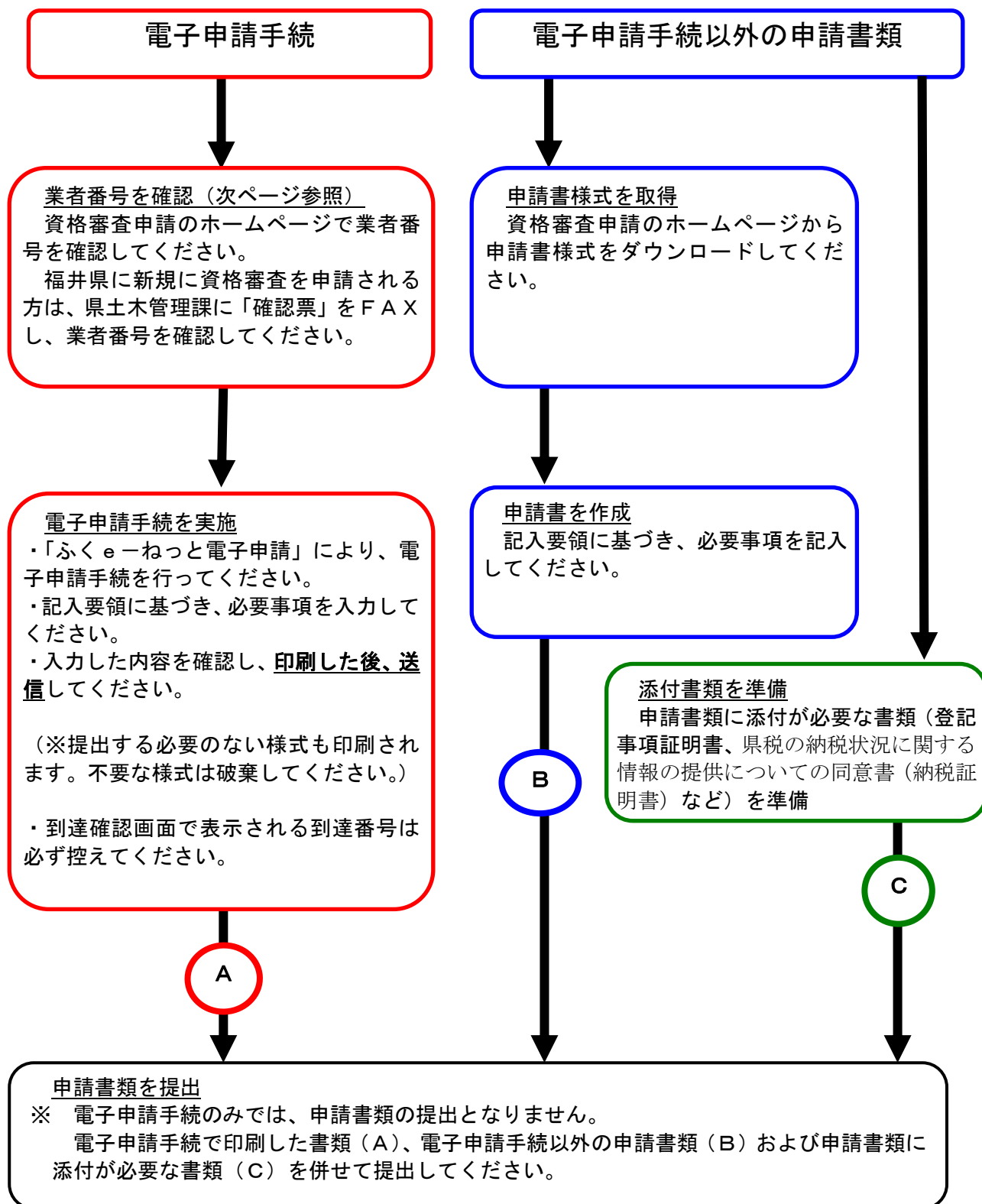
ウ 滞納がない旨の証明書、登記事項証明書その他の添付書類

①および②の両方の手続を申請期間内に終える必要があります。

なお、②について郵送とする場合は、申請期間内の日付の消印があるものは、申請期間内に到達したものとして取り扱います。

申請手続の概要については、下記を参照してください。

令和7・8年度競争入札参加資格審査申請手続（概要）



！重要！【電子申請手続で入力する「業者番号」の確認方法について】

「業者番号」は、県が建設工事に係る資格審査を行う際に付番する整理番号です（建設業の許可番号とは異なりますので、十分御注意ください。）。

なお、誤った業者番号を入力されますと、審査を行うことができない場合もありますので、必ず正確な業者番号を入力してください。

1 令和5・6年度競争入札参加資格者名簿に登載されたことがある建設業者

以下の順により、「業者番号一覧表」を御覧ください。

福井県トップページ → 入札情報「公共工事（電子入札）」
→ 令和5・6年度競争入札参加資格申請 → 4（2）「業者番号」

2 1以外の建設業者

（福井県に新規に資格審査を申請される方、令和4年度以前の資格者名簿に登載されていた方、新たに経常JVを結成して資格審査を申請される方等）

上記の県ホームページ「業者番号」から「業者番号・許可番号確認票（建設工事用）」をダウンロードし、必要事項を記入の上、県土木部土木管理課にFAX（0776-22-8164）またはメール（sokuryo1@pref.fukui.lg.jp）してください。折り返しFAXまたはメールにて業者番号をお知らせします。

3 経常JVの「許可番号」について

経常JVを結成して資格審査を申請される場合に、電子申請様式の「建設業の許可番号」の欄に入力する許可番号については、県土木管理課が指定します。

「業者番号・許可番号確認票（建設工事用）」をダウンロードし、必要事項を記入の上、県土木部土木管理課にFAX（0776-22-8164）またはメール（sokuryo1@pref.fukui.lg.jp）してください。折り返しFAXまたはメールにて許可番号をお知らせします。

なお、この経常JVの許可番号はシステム管理上の必要により付与するものであって、経常JVとして建設業法上の建設業許可を与えるものではありません。

(2) 提出書類

入札参加資格申請で提出していただく書類は、次の表に掲げるものです。よくお確かめの上、漏れなく提出してください。申請書類に不備がある場合は、資格審査を受けることができませんので御注意ください。

また、申請書類に事実と異なる事項を記載していることが判明した場合には、資格を認定された後でも、その資格が取り消される場合があります。

なお、福井県と契約を締結する営業所については、建設業法上の主たる営業所以外に支店や営業所等を開設している場合でも、主たる営業所を含めたどこか1つの営業所で申請してください（複数の営業所等の申請はできません。）。

★ 「様式」欄に、「(電子)」と記載のあるものは、**電子申請様式**です。《ふくe—ネット》で必要事項を入力の上、印刷したものを提出してください。

★ ○付数字の書類は、経常JVで申請する場合のみ、提出してください。

★ □付数字の書類は、受付票の返送を希望される方のみ、提出してください。

★ ◇付数字の書類は、事業協同組合の特例措置の適用を希望される方のみ、提出してください。

No	提出書類	様式	注意事項
1	提出書類チェック表（県内建設業者用）または（県内JV業者用）	—	・申請要領51・52ページにある一覧表にて提出書類をチェックしてください。
2	競争入札参加資格審査申請書 （県内建設業者用）	様式第1号（その1） （電子）	・押印しないでください。
③	経常建設共同企業体構成員一覧表	様式第2号	・申請者が経常JVの場合のみ提出してください。
④	経営規模等総括表	様式第3号	・申請者が経常JVの場合のみ提出してください。
⑤	経常建設共同企業体協定書	任意様式	・申請者が経常JVおよび特例措置の適用を申出た事業協同組合の場合のみ提出してください。
◇6	事業協同組合特例措置適用申出書	別紙様式1	・事業協同組合のうち、特例措置を希望する場合のみ、申出書記載の必要書類を添えて提出してください。
7	とび・土工・コンクリート工事の完成 工事高内訳調べ	様式第4号	・「 法面処理工事 」、「 交通安全施設工事 」または「 とび・土工・コンクリート（その他）工事 」を申請する場合のみ、提出してください。
8	経営規模等評価結果通知書・総合評 定値通知書（写）	発行官公署様式	・資格審査に係る審査基準日の直前1年間（定期申請の場合、令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）に終了する事業年度の決算日を基準として行われた経営事項審査に係るものに限ります。 ＜経営事項審査の申請をしていない場合の取扱い＞ ・知事許可業者の場合 資格審査の申請と同時に経営事項審査の申請を行ってください（経営事項審査を申請していない場合は、資格審査申請を受け付けません。）。 ・大臣許可業者の場合 誓約書（様式第9号（その1））に受付印のある経営規模等評価申請書および総合評定値請求書の写しを提出し、同誓約書に指定する日までに、通知書の写しを提出してください。 ※「定期申請」の場合に限っての特例です。追加申請の場合には、必ず所定の期間内に終了する審査基準日に係る通知書の写しを提出してください。
	誓約書	様式第9号 （その1）	
9	建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していることを証する書類（写）または退職一時金制度を有していることを証する書類（写）	発行官公署様式 （退職一時金制度を有していることを証する書類にあつては、任意様式）	・No.8の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で「建設業退職金共済制度加入の有無」が「有」となっている場合には、提出を省略することができます。 ・No.8の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で、「建設業退職金共済制度加入の有無」が「無」で、かつ、「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」が「有」の

			場合に、「退職一時金制度を有していることを証する書類」を提出してください（企業年金制度のみでは資格審査を受けることができません）。
10	健康保険、厚生年金保険および雇用保険について審査基準日前2年間に保険料の未納の期間がない旨の証明書	発行官公署様式	・県内の営業所に係るもののみ提出してください。 ・経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書で「適用なし」となっている保険については、提出不要です。 ・健康保険および厚生年金保険については所管の年金事務所、雇用保険については福井労働局で証明を受けてください。 ・全期間分の保険料の領収書の写しによる代替も認めます。 ・正当な理由により保険料の納入期間が2年間に満たない場合には、理由書（様式第10号）を併せて提出してください。
11	電気工事業を開始した旨の届出受理書（写）	発行官公署様式	・「電気工事業」を申請する場合のみ提出してください。
12	登記事項証明書または身分証明書（写し可）	発行官公署様式	・申請者が、法人の場合にあつては登記事項証明書を、個人の場合にあつては市町村の長が証明する身分証明書を提出してください。 ・申請書提出時以前3か月以内のものとしします。
13	法人税または申告所得税、消費税および地方消費税に滞納のない旨の証明書（写し可）	発行官公署様式	・申請者が、法人の場合は国税通則法施行規則別紙第9号様式その3の3を、個人の場合はその3の2を提出してください。 ・申請書提出時以前3か月以内のものとしします。
14	県税の納税状況に関する情報の提供についての同意書または福井県税に滞納のない旨の証明書（写し可）	様式第13号 発行官公署様式	・証明書を提出する場合は、「個人県民税を除くすべての県税」に滞納がない旨の証明を受けてください。 ・証明書は申請書提出時以前3か月以内のものとしします。 ・同意書を提出した場合であっても、納付から間もない場合などには、県の税務システムで納税状況を確認できないことがありますので、その際には別途納税証明書の提出が必要となります。また、県税に未納がある場合、納付期限前であっても県の税務システム上「滞納あり」と表示される場合がありますので、その際にも別途納税証明書の提出が必要となります。
15	舗装工事施工体制実態調査書	様式第5号	・「舗装工事」を申請する場合のみ、提出してください。 ・建設機械の所有の実態について実地確認を行いますので、所管土木事務所長の指示に従ってください。
16	営業所調査書	様式第6号（その1） 附表1 附表2	・附表1の営業所写真台帳および附表2の営業所に関する誓約書も併せて提出してください。 ・県の入札参加資格者が備えるべき営業所の要件を備えていない場合（営業所調査書に1つでも「いいえ」の項目がある場合）には、入札参加資格を付与しません。
17	特別項目点数の算定に係る自己申告書およびその事実を証明する書類	様式第7号	・土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事または舗装工事を申請する場合のみ、提出してください。 ・様式の添付書類欄に記載の書類を添付してください。添付がない場合は、特別項目点数の算定を行わない場合があります。
18	建築一式工事に係る元請工事の施工実績を証する書類（写）	任意様式	・「建築一式工事」を申請する場合のみ提出してください。 ・資格審査の審査基準日の直前4年の事業年度において、最も請負金額の高い1件分について提出してください。
19	110円切手（結果通知用）		・資格審査結果通知書送付用です。 ・紛失しないよう、封筒などに入れて提出してください。
20	受付票	様式第8号	・受付票の交付を希望される方のみ提出してください。 ※受付票の交付以外の方法による受付確認（申請書コピーへの受付印の押印等）は、御遠慮ください。
21	返信用封筒（受付票返送用）	任意様式	・受付票の交付を希望される方のみ提出してください。 ・返信先を明記してください。 ・必要な金額分の切手を貼付してください。 ・申請書を持参される場合は、不要です。
22	福井県就業実態調査（写）		・受信完了画面を印刷したものを提出してください。

(3) 様式の入手方法

- ① 次に掲げる様式は、電子申請様式です。《ふくおーネット電子申請》で必要事項を入力し、印刷した上で提出してください。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号（その1））および附表

- ② 次に掲げる様式は、令和7・8年度競争入札参加資格申請のホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、提出してください。

ア 提出書類チェック表

イ 経常建設共同企業体構成員一覧表（様式第2号） ※経常JVで申請する場合に限る。

ウ 経営規模等総括表（様式第3号） ※経常JVで申請する場合に限る。

エ とび・土工・コンクリート工事の完成工事高調べ（様式第4号）

オ 舗装工事施工体制実態調書（様式第5号）

カ 営業所調査書（様式第6号（その1））

キ 営業所調査書（様式第6号（その1））附表1および附表2

ク 特別項目点数の算定に係る自己申告書（様式第7号）

ケ 受付票（様式第8号） ※受付票の交付を希望される方のみ。

コ 誓約書（様式第9号（その1））

サ 健康保険、厚生年金保険および雇用保険の被保険者の届出日が審査基準日前2年間に満たない旨の理由書（様式第10号）

シ 保護観察対象者等雇用証明書（様式第11号）

ス 協力雇用主登録に関する証明書（様式第12号）

セ 県税の納税状況に関する情報の提供についての同意書（様式第13号）

ソ 事業協同組合特例措置適用申出書（別記様式1）

- ③ それぞれの様式については記入例を参考にして、誤りや記入漏れがないように御留意ください。

- ④ 福井県就業実態調査については令和7・8年度競争入札参加資格申請のホームページにある回答フォームから回答し、受信確認画面を印刷したものを提出してください。

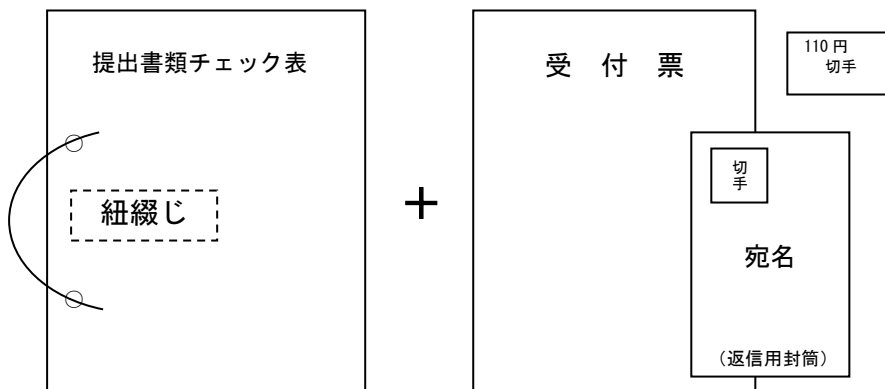
※就業実態を把握する目的のみに使用することから、資格審査結果には全く影響しません。

(4) 申請書の綴じ方法

申請書類は、(2)の提出書類のNo.順に、長辺の左側に穴を2つ開け、紐綴じとしてください。

ただし、No.19（結果通知用 110 円切手）、No.20（受付票）およびNo.21（受付票返送用封筒）は紐綴じしないでください。

※ ホッチキス、ガチャック、クリップ等は、一切使用しないでください。また、フラットファイル等に綴じ込まないでください。



7 申請書の提出先

申請書類は、次の表の左欄に掲げる主たる営業所の所在地の区分に応じ、右欄に掲げる提出先に提出してください。

主たる営業所の所在地	提出先
福井市 吉田郡永平寺町	福井土木事務所総務課 〒910-0853 福井県福井市城東 4-28-1 電話番号 0776-24-5114（直通）
あわら市 坂井市	三国土木事務所総務課 〒913-8511 福井県坂井市三国町水居 17-45 電話番号 0776-82-2372（直通）
大野市 勝山市	奥越土木事務所総務課 〒912-0016 福井県大野市友江 11-14 電話番号 0779-66-1221（内線 816）
鯖江市 越前市 今立郡池田町 南条郡南越前町 丹生郡越前町	丹南土木事務所総務課 〒915-0882 福井県越前市上太田町 42-1-1 電話番号 0778-23-4539（直通）
敦賀市 三方郡美浜町 三方上中郡若狭町のうち旧三方町の区域	敦賀土木事務所総務課 〒914-0811 福井県敦賀市中央町 1-7-36 電話番号 0770-22-5448（直通）
小浜市 大飯郡高浜町 大飯郡おおい町 三方上中郡若狭町のうち旧上中町の区域	小浜土木事務所総務課 〒917-0241 福井県小浜市遠敷 1-101 電話番号 0770-56-5950（直通）

8 申請書に記載した事項に変更があった場合

既に提出した競争入札参加資格審査申請書の記載事項について変更があった場合は、速やかに、7の提出先に、変更届を提出してください。

変更届の様式は、令和7・8年度競争入札参加資格申請のホームページからダウンロードできます。

変更事項	添付書類	提出部数
商号または名称に変更があったとき	登記事項証明書(写し可)	正副1部
主たる営業所の所在地に変更があったとき		
代表者氏名に変更があったとき		
主たる営業所の電話番号に変更があったとき	—	正副1部
入札参加資格を有している業種の建設業許可、許可区分または許可番号に変更があったとき	許可書(写) 廃業届(写)など	正副1部
入札参加資格審査を申請している業種のうち、取下げをしたい業種があるとき	—	正副1部
舗装工事施工体制実態調書の所有機械に変更があったとき	舗装工事施工体制実態調書(様式第5号)	正副1部
事業承継に係る事前認可を受けたとき	認可通知書の写し	正副1部

注1 会社の合併または分割、事業の譲渡、組織変更(個人から法人への変更)等があった場合には、資格の承継等の手続が必要となる場合がありますので、所管の土木事務所または土木部土木管理課までお問い合わせください。

2 変更届の提出は、郵送でも構いません。

3 受付票が必要な方は、受付票(様式第8号)に必要事項を記入の上、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

4 舗装工事施工体制実態調書(様式第5号)の変更に当たっては、令和7・8年度競争入札参加資格申請のホームページから様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、提出してください。

9 資格の取消しおよび停止について

① 県の競争入札参加資格者名簿に登録された者(以下「有資格者」といいます。)が次のいずれかに該当するに至ったときは、原則として、資格を取り消します。

ア 2の資格審査を受けることができるものに掲げる要件に該当しなくなったとき。

イ 1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以後に経営事項審査を受けていないとき。

ウ 資格審査申請書に事実と異なる事項を記載したことが判明したとき。

エ 破産手続開始の決定があったとき。

オ その他知事が必要と認めるとき。

② 有資格者が次のいずれかに該当するときは、相当の期間、資格を停止します。

ア 変更の届出をしなかったとき。

イ 資格承継の承認申請をしたとき。

ウ 有資格者である経常建設共同企業体の構成員が単体の建設業者として資格審査の追加申請したときまたは単体の有資格者が経常建設共同企業体として資格審査の追加申請をしたとき。

エ 福井県が発注する建設工事の請負契約の受注者が備えるべき営業所の要件として知事が別に定めるものを満たしていることが確認できないとき。

オ 工事成績評定要領第9条第2項に規定する総評点が別に定める数値以下であるとき。

カ その他知事が必要と認めるとき。

10 資格の承継および資格の再審査について

有資格者が次のいずれかに該当することとなった場合においては、資格の承継および資格の再審査をすることがあります。詳しくは、所管の土木事務所または県土木管理課までお問い合わせください。

- ・ 法人である有資格者について、新設合併または吸収合併があったとき。
- ・ 法人である有資格者について、新設分割または吸収分割があったとき。
- ・ 法人である有資格者の建設業に係る事業の全部について、事業の譲渡があったとき（事業を譲り渡した者が建設業に係る事業を廃止した場合に限る。）。
- ・ 個人である有資格者が法人を設立し、その代表者となったとき。
- ・ 個人である有資格者の死亡等により、家業の相続があったとき。
- ・ 会社の合併、建設業に係る事業の譲渡等により新たに会社が設立されたとき。
- ・ 特別項目点数の加点評価を受けた建設業者が会社分割、事業の譲渡等を行ったことにより、加点評価の目的を達せられなくなったと認められるとき。
- ・ 会社更生法の規定に基づく更生手続開始決定を受けたときまたは民事再生法の規定に基づく再生手続開始決定を受けたとき。

記入例

様式第2号

経常建設共同企業体構成員一覧表

共同企業体の名称	ABC土木・DEF組経常建設共同企業体		
申請する資格の種類	土木一式工事		
	代表者	構成員1	構成員2
許可番号	国土交通大臣 第012345号	福井県知事 第001234号	
許可区分	特定	一般	
許可年月日	令和 00年 00月 00日	令和 00年 00月 00日	令和 00年 00月 00日
商号または名称	ABC土木	DEF組	
代表者氏名	中央 三郎	順化 四郎	
所在地	福井市中央0-0-0	福井市順化0-0-0	
営業年数	35 年	40 年	年
元請完成工事高	35,000 千円	100,000 千円	千円
出資比率	60 %	40 %	%

※様式第2号記入要領

- 1 経常建設共同企業体として資格審査を申請する場合のみ提出してください。
- 2 様式第1号（その1）において代表者として記入した者を含めた構成員全員について記入してください。
- 3 「営業年数」は、共同企業体として申請をする業種の営業年数（許可を受けている期間に限る。）を記入してください。
- 4 「元請完成工事高」は、共同企業体として申請する業種について、この資格審査の審査基準日前1年以内に終了する事業年度に係る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載された2年平均または3年平均の元請完成工事高を記入してください。

経営事項審査対象工事種別			工事			評価対象数値	評点
商号または名称							
経営規模	工事種類別年間平均完成工事高		千円	千円	千円	(A+B+C) =	X_1
	自己資本額					(A+B+C) =	a
	利益額					(A+B+C) =	b
							$X_2 = (a+b) / 2$
経営状況			点	点	点	A、B、Cの平均 (小数点以下四捨五入)	Y
技術力	技術職員数	工事種類別一級技術者数	人	人	人	(A+B+C) = ①	
		(上記のうち講習受講)				(A+B+C) = ②	
		工事種類別監理技術者補佐数				(A+B+C) = ③	
		工事種類別基幹技能者数				(A+B+C) = ④	
		工事種類別二級技術者数				(A+B+C) = ⑤	
		工事種類別その他の技術者数				(A+B+C) = ⑥	
		計	(①×5+②×1+③×4+④×3+⑤×2+⑥×1) =				d
	工事種類別年間平均元請完成工事高		千円	千円	千円	(A+B+C) =	e
							$Z = d \times 4 / 5 + e \times 1 / 5$
その他の審査項目(社会性等)			点	点	点	A、B、Cの平均 (小数点以下四捨五入)	W

(注) 「評点」の欄は記入しないでください。

※総合評点=0.25× X_1 ()+0.15× X_2 ()+0.2×Y()+0.25×Z()+0.15×W() = P

※経営規模等総括表(様式第3号)記入要領

- 資格審査の審査基準日前1年以内に終了する事業年度の決算日を基準とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に基づいて記入してください。
- 申請する業種ごとに別の用紙にして記入してください。

とび・土工・コンクリート工事の完成工事高内訳調べ

		商号または名称	(株) 大手建設	
			総完成工事高	うち元請完成工事高
法面処理工事	種子吹き付け	ア	1,500 千円	0 千円
	モルタル吹き付け	イ	0 千円	0 千円
	ボーリング	ウ	2,000 千円	1,500 千円
	その他の法面処理工事	エ	0 千円	0 千円
	法面処理工事計 オ＝ア＋イ＋ウ＋エ		3,500 千円	1,500 千円
交通安全施設工事		カ	5,000 千円	0 千円
とび・土工・コンクリート(その他)工事		キ	5,500 千円	1,000 千円
とび・土工・コンクリート工事計 ク＝オ＋カ＋キ			14,000 千円	2,500 千円

【記入要領】

- 1 「法面処理工事」、「交通安全施設工事」または「とび・土工・コンクリート（その他）工事」を申請する者のみ提出してください。
- 2 経営規模等評価結果通知書の「とび・土工・コンクリート工事」の完成工事高について、「法面処理工事」、「交通安全施設工事」および「とび・土工・コンクリート（その他）工事」に区分して記入してください。
また、この場合においては、一の契約書ごとにいずれかの区分に積み上げるものとし、一の契約書に係る契約金額を複数の工事区分にあん分しないでください。

【とび・土工・コンクリート工事の区分】

法面処理工事	各種吹付工、法枠工および法覆工
交通安全施設工事	標識、反射鏡、ガードレール等の交通安全施設設置工事であって、道路管理者または公安委員会が設置するもの
とび・土工・コンクリート(その他)工事	上記以外の工事でとび・土工・コンクリート工事に該当する工事

- 3 「法面処理工事」については、さらに「種子吹き付け工」、「モルタル吹き付け工」、「ボーリング工」および「その他の法面処理工事」に区分して記入してください。
一の工事請負契約において、「種子吹き付け工」、「モルタル吹き付け工」、「ボーリング工」および「その他の法面処理工事」の区分の複数の該当する場合は、当該契約書記載の金額を適宜あん分して記入してください。
- 4 「法面処理工事 計」および「とび・土工・コンクリート工事 計」の総完成工事高欄の金額（完成工事高）は、経営規模等評価結果通知書の完成工事高の金額と一致させてください。

舗装工事施工体制実態調書

1 機械調書

(1) アスファルトフィニッシャー			商号または名称	(株) 大手建設		
No.	舗装幅	型式	製造番号	登録番号	製造所	所有状況
1	2.5～3.5m	F45C	5566		A 建機	●自己所有 ○リース
2						○自己所有 ○リース
3						○自己所有 ○リース
4						○自己所有 ○リース
5						○自己所有 ○リース

(2) マカダムローラー

No.	車両重量	型式	製造番号	登録番号	製造所	所有状況
1	10 t	K105	K105-1111	福井000さ101	B 重工	○自己所有 ●リース
2						○自己所有 ○リース
3						○自己所有 ○リース
4						○自己所有 ○リース
5						○自己所有 ○リース

(3) タイヤローラー

No.	車両重量	型式	製造番号	登録番号	製造所	所有状況
1	6 t	WP15WE	WE-1598	福井000か202	C 重機	○自己所有 ●リース
2						○自己所有 ○リース
3						○自己所有 ○リース
4						○自己所有 ○リース
5						○自己所有 ○リース

※上表に記載した建設機械の所有および作動状況について、次のとおり監督職員による実地確認を依頼します。

実地確認場所の所在地	福井市〇〇町 1 - 2 - 3 (株) 大手建設資機材倉庫	※ 資格審査申請書を提出した土木事務所の管轄区域内に限ります。 ※ 場所が分かる地図を添付してください。
実地確認の日時	確認を行う土木事務所が指定した日	

※ 実地確認に当たっては、オペレーターの方に実際に機械を作動していただくので、オペレーターの方は資格者証、労働安全衛生法第 6 1 条による車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了証とおおよび申請者と 3 か月以上の雇用関係が確認できる資料（健康保険証等）を携帯してください。オペレーターによる作動状況の確認ができない場合は、資格審査に必要な建設機械として認めることができません。

※舗装工事施工体制実態調書（様式第5号）記入要領

- 1 申請時に所有しているもののうち、県発注工事の施工時に使用する可能性のあるものを記入してください。リース期間が令和9年4月30日以降に及ぶもので、所有と同等の権能が認められているリース契約（原則として、法人税法上のファイナンス・リース取引契約に係るものに限る。）については、所有に含みます。
- 2 アスファルトフィニッシャーの「舗装幅」は「（最小幅）m～（最大幅）m」を、マカダムローラーおよびタイヤローラーの「車輛重量」は「バラスト水を含む最大重量」を記入してください
- 3 所有（1に規定するリース契約を含む。）していることが確認できる資料（市役所・町役場の資産証明、売買契約書（写）、車検証（写）、リース契約書、法人税申告書別表（写）等）および写真を添付してください。また、マカダムローラー、タイヤローラーについては、特定自主検査記録表の写しを添付してください。
- 4 記載した建設機械の所有および作動状況について実地確認を行いますので、実地確認場所の所在地が分かる地図を添付してください。

営 業 所 調 査 書

商号または名称 (株) 大手建設

A	1	営業所への入口が他の有資格者の営業所と同一でない(ビルのワンフロアを複数の有資格者が使用する場合にあっては、当該営業所の入口が同一でない)。	●はい ○いいえ
	2	同一のフロアを複数の有資格者が使用する場合、次の全ての要件を満たす間仕切り等で区別されている。 ア 天井までの高さがある。 イ 他の有資格者の営業所で行われる会話を容易に聞き取ることができない構造である。 ウ 容易に移動させることができないものである。	○はい ○いいえ ●該当なし
	3	入札契約手続に使用する電話およびパーソナルコンピュータを他の有資格者と共用していない。	●はい ○いいえ
	4	建設業法の規定により備え置くべき書類その他建設業の事業に関する書類が他の有資格者の書類と混同していない。	●はい ○いいえ
	5	建設業の事業に関する業務に従事する者が当該業務を行うための机その他の什器および設備を他の有資格者と共用していない。	●はい ○いいえ
B	1	容易に移動することができないよう基礎に固定されている。	●はい ○いいえ
	2	屋外の公衆が見やすい場所および営業所の出入口付近に商号または屋号を記載した視認性の高い看板(建設業法施行規則に定める建設業者が営業所に掲げる標識程度の大きさとする。)を掲げている。	●はい ○いいえ
	3	建設業法第40条に規定する標識を公衆の見やすい場所に適法に掲示している。	●はい ○いいえ
	4	公益事業者(電気・ガス・水道等公共サービス提供者)と供給契約を締結して、電気、ガス、水道等の供給を受けている、またはそれと同等とみなされる環境にある。	●はい ○いいえ
	5	接客、契約、執務等の営業を行うための十分なスペースがある。	●はい ○いいえ
	6	接客、契約、執務等の営業を行うために必要な机、椅子等の備品を備えている。	●はい ○いいえ
	7	不適切な転送を行っていない営業所専用の固定電話(IP電話を除く。)を備えている。	●はい ○いいえ
	8	入札契約手続きに使用するパソコンを備え、かつ、県の電子入札サービスシステムに接続できる。	●はい ○いいえ
	9	建設業法第40条の3に規定する帳簿および書類を保存するための書類棚等を他の入札参加資格者と共用していない。	●はい ○いいえ
	10	9の帳簿および下請契約に係る請負代金の支払いを適正に行っていることがわかる書類を適切に保存している。	●はい ○いいえ
	11	契約用の印鑑を適切に保管している。	●はい ○いいえ
	12	電子入札用ICカードを適切に保管している。	●はい ○いいえ
	13	経營業務管理責任者および専任技術者が常勤している。	●はい ○いいえ

※ 1つでも「いいえ」の項目がある場合は、入札参加資格を与えることができません。

営業所調査書（様式第6号（その1））に定める各要件に関する不適切事例

項目	営業所調査書における調査事項	不適切事例（「はい」に該当しない事例）
A 1	営業所への入口が他の有資格者の営業所と同一でない（ビルのワンフロアを複数の有資格者が使用する場合にあっては、当該営業所の入口が同一でない）。	ア 他の入札参加資格者の営業所の中を通過しなければ入口に到達できない。 イ 商用ビルのワンフロアを複数の有資格者で使用しているにもかかわらず、それぞれの営業所への入口が同じである。
2	<u>同一のフロアを複数の有資格者が使用する</u> 場合、次の全ての要件を満たす間仕切り等で区別されている。 ア 天井までの高さがある。 イ 他の有資格者の営業所で行われる会話を容易に聞き取ることができない構造である。 ウ 容易に移動させることができないものである。	ア 間仕切りが容易に移動させることができる簡易なパーテーションである。 イ 床から天井までの間仕切りで区分されてはいるが、その厚さが薄く、隣の事務所での会話等が容易に聞き取れる。
3	入札契約手続に使用する電話およびパーソナルコンピュータを他の有資格者と共用していない。	電話が他の建設業者の営業所に転送されていて、実質的に、電話を共有している状況にある。
4	建設業法の規定により備え置くべき書類その他建設業の事業に関する書類が他の有資格者の書類と混同していない。	複数の建設業者の帳簿書類が一の建設業者の管理下にある書類棚に混在して保管されている。
5	建設業の事業に関する業務に従事する者が当該業務を行うための机その他の什器および設備を他の有資格者と共用していない。	ある建設業者の経營業務管理責任者、営業所の専任技術者その他の技術者が建設業の営業のために使用する机、椅子等が、他の建設業者の主たる営業所に備えられている。
B 1	容易に移動することができないよう基礎に固定されている。	基礎がされていない（営業所の建物と地面とが直接固定されていない）小規模なプレハブ構造で、接客および執務のスペースがないうえ、電話、備品および帳簿等も備え付けられていない。
2	屋外の公衆が見やすい場所および営業所の出入口付近に商号または屋号を記載した視認性の高い看板（建設業法施行規則に定める建設業者が営業所に掲げる標識程度の大きさとする。）を掲げている。	ア 建設業者の商号を表示する看板が設置されていない、屋外に設置されていない。 イ 商号を表示する看板は屋外に設置されているが、公衆が使用する道路から視認することができないほど、表示面積が小さい（建設業者が営業所に掲げる標識（縦 35cm×横 40cm）程度より小さい）。 ウ アパート・マンションの場合、共通の郵便ポストや部屋の入口に商号の表示がされ

		ていない、または商号の表示が分かりづらい。 エ 商用ビルの場合、共通の案内掲示板に表示がない（外部から、当該商用ビルに建設業の営業所があることが明示されていない。） オ 商用ビルの専有部分への入口付近に看板を設置していない、または表示が小さくて視認できない。 カ アパート・マンションなどの集合住宅の一室を営業所としている場合で、当該集合住宅の中に建設業の営業所があることを外部の一般公衆が分かるように、集合住宅の敷地内に看板を設置していない。 キ アパート・マンションなどの集合住宅の一室を営業所としている場合で、専有部分の入り口付近に看板を設置していない、または表示が小さくて視認できない。
3	建設業法第40条に規定する標識を公衆の見やすい場所に適法に掲示している。	ア 標識が掲示されていない。 イ 標識が営業所の奥に設置されている等、公衆の見やすい場所に設置されていない。 ウ 標識の記載内容が有している許可の内容とあっていない（代表者の変更、業種追加、一部廃業、許可区分の変更、許可更新などが反映されていない）。
4	公益事業者（電気・ガス・水道等公共サービス提供者）と供給契約を締結して、電気、ガス、水道等の供給を受けている、またはそれと同等とみなされる環境にある。	ア トイレ、水道施設および電気設備の全てもしくはいずれかを設置していない。 イ 独占的に使用できるこれらの設備を設置していない、または契約上共用利用できるこれら設備がなく、隣接施設の設備等を利用している。 ウ 設置しているが、正常に使用できない。 エ 他者により占有・制限管理されている場所を通過しなければ、いつでも自由にトイレや水道等が利用できない。
5	接客、契約、執務等の営業を行うための十分なスペースがある。	ア 接客、契約等を行うための十分なスペースが確保されていない。 イ 執務等のスペースが確保されていない。 ウ 建設業の営業に従事する職員（技術職員を含む。）の数に見合うだけのスペースが確保されていない。
6	接客、契約、執務等の営業を行うために必要な机、椅子等の備品を備えている。	ア 机および椅子がない。 イ 机および椅子はあるが、建設業の営業に従事する職員の数に見合うだけの数が確保されていない。 ウ 机および椅子が職員の数に見合うだけ確保されているが、他の建設業者の職員と共用している。

7	不適切な転送を行っていない営業所専用の固定電話（ＩＰ電話を除く。）を備えている。	ア 固定の専用電話がない。 イ 常時、他社や電話受付代行業者等に転送を行っている。 ウ 携帯電話およびＩＰ電話のみ（050 番号から始まる番号）を使用している。
8	入札契約手続に使用するパソコンを備え、かつ、県の電子入札サービスシステムに接続できる。	ア 入札契約手続に使用することができるパソコンを所有していない（インターネット回線に接続できないなど）。 イ 入札契約手続に使用するパソコンを所有しているが故障し、正常に動作しない。 ウ 入札契約手続に使用するパソコンを他の建設業者と共用している。
9	建設業法第４０条の３に規定する帳簿および書類を保存するための書類棚等を他の入札参加資格者と共用していない。	書類棚、収納キャビネット等を他の入札参加資格者と共有している（他の入札参加資格者の帳簿書類等を当該入札参加資格者の収納キャビネット等に保存している。）。
10	9の帳簿および下請契約に係る請負代金の支払いを適正に行っていることがわかる書類を適切に保存している。	ア 帳簿を作成せず、かつ、電磁的記録も作成していない。 イ 帳簿等を関連会社や代表者の自宅等に置いてあり、営業所に備え付けていない。 ウ 帳簿等は工事目的物の引渡し後５年間分保存しなければならないにもかかわらず、保存されていないものがある。 エ 発注者から直接請け負った建設工事の完成図書等の営業に関する図書が１０年間保存されていない。 オ 建設業の下請契約書等が備え付けられていない。 カ 関連会社や代表者の自宅等に置いてあり、営業所に備え付けられていない。 キ 建設業の営業所になっていない自社の他の店舗（建設業法第３条第１項により許可を受けて建設業を営む営業所以外の場所）に備え付けている。
11	契約用の印鑑を適切に保管している。	ア 契約用の印鑑が関連会社や代表者の自宅等に置いてあり、営業所に備え付けられていない。 イ 代表者が業務の必要上、印鑑を常に持ち歩いていることとしているにもかかわらず、当該代表者が印鑑を所持していない。
12	電子入札用ＩＣカードを適切に保管している。	ア 電子入札用ＩＣカードが関連会社や代表者の自宅等に置いてあり、営業所に備え付けられていない。 イ 代表者が業務の必要上、ＩＣカードを常に持ち歩いていることとしているにもかかわらず、当該代表者がＩＣカードを所持していない。

13	経營業務管理責任者および専任技術者が常勤している。	ア 常勤を証明する書類（出勤簿、賃金台帳、健康保険等の標準報酬決定通知書など）が当該建設業者の営業所になく、出勤状況が把握できない。 イ 役員でない専任技術者の出勤簿が記録されていない。 ウ 経營業務管理責任者が退職しているにもかかわらず、変更届が提出されていない。 エ 専任技術者が退職しているにもかかわらず、変更届が提出されていない。 オ 長期間入院等により勤務していないのに出勤扱いになっている。 カ 経營業務管理責任者・営業所の専任技術者の居住地が、社会通念上、常勤することが困難と考えられるほど遠方にある。 ク 経營業務管理責任者が営業所の営業日に、所定の時間中常に勤務していることが確認できない。 ケ 経營業務管理責任者が他の会社等（建設業に限らない。）でも常態的に勤務している。 コ 営業所の専任技術者が営業所営業日に実際出勤・勤務していることが確認できない。 サ 営業所の専任技術者が他の会社等（建設業に限らない。）でも常態的に勤務している。 シ 経營業務管理責任者・営業所の専任技術者が営業所に不在の際、営業所に勤務する職員が連絡先を把握していない（職務の遂行上外出しているとは認められない。）。
----	----------------------------------	--

様式第6号（その1）（附表1）

営 業 所 写 真 台 帳

（1）遠景写真

写真添付

・ 営業所全体の外観写真を添付してください（外に掲げる看板が確認できること。）。

（2）近景写真

写真添付

・ 営業所の入口が確認できる外観写真を添付してください（玄関に掲げる看板または建設業許可証が確認できること。）。

（3）事務所内写真（全体）

写真添付

・ 建設業の営業を行う事務所の全体が分かる写真を添付してください。

（経營業務管理責任者、営業所の専任技術者およびその他常時雇用する技術者の人数分の机、椅子等が確認できるように撮影してください。）

(4) 事務所内写真(電話、パソコン等の通信設備の状況)

写真添付

・当該営業所専用の固定電話、電子入札システムに接続するためのパソコン設備があることが分かる写真を添付してください。

(5) 事務所内写真(建設業法第40条の3に規定する帳簿書類の保存状況)

写真添付

・建設業法第40条の3の規定により備え付けなければならない営業に関する帳簿およびその添付書類である契約書、下請契約書、施工体制台帳等を適法に保存している(目的物の引渡し後5年間の保存義務があります。)ことが分かる写真を添付してください。

(6) 事務所内写真(契約用の印および電子入札用ICカードの保管状況)

写真添付

・契約締結に使用する社印および代表者印ならびに県の電子入札に使用するICカードの保管状況が分かる写真を添付してください。

様式記入例

様式第6号（その1）（附表2）

営業所に関する誓約書

令和 6 年 月 日

福井県知事 様

注：必ず提出日を記入すること

商号または名称 (株) 大手建設

代 表 者 氏 名 大 手 一 郎 印 印

令和7・8年度の福井県建設工事に係る競争入札参加資格審査を申請するに当たり、下記の事項を誓約します。

記

- 1 営業所調査書（様式第6号（その1））および同様式附表1に記載した事項に相違がないこと。
- 2 営業所調査書（様式第6号（その1））および同様式附表1に記載した事項について県が実施する営業所調査に協力すること。
- 3 県が行う営業所の要件に関する是正指導に、誠実に対応すること。

項目		該当の有無等						備考
工種区分		土木一式	建築一式	電気	管	鋼構造物	舗装	
申請の有無		☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	
Ⅰ 技術力								
① 工事成績		平均点 件数	点 件	平均点 件数	点 件	平均点 件数	点 件	1
② 表彰	ア 県の優良工事表彰 (特別賞、優秀賞、優良賞または所長表彰)	☐ 該当あり ☐ 該当なし	☐ 該当あり ☐ 該当なし	☐ 該当あり ☐ 該当なし	☐ 該当あり ☐ 該当なし	☐ 該当あり ☐ 該当なし	☐ 該当あり ☐ 該当なし	2
	イ 他発注機関の優良工事表彰	☐ 該当あり ☐ 該当なし	☐ 該当あり ☐ 該当なし	☐ 該当あり ☐ 該当なし	☐ 該当あり ☐ 該当なし	☐ 該当あり ☐ 該当なし	☐ 該当あり ☐ 該当なし	3
	ウ 福井労働局の安全衛生表彰	☐ 該当あり ☐ 該当なし	☐ 該当あり ☐ 該当なし	☐ 該当あり ☐ 該当なし	☐ 該当あり ☐ 該当なし	☐ 該当あり ☐ 該当なし	☐ 該当あり ☐ 該当なし	4
③ 安全管理	ア 安全管理措置による指名停止措置	☐ 該当あり ☐ 該当なし						5
	イ 労働災害防止・職場環境改善に関する取り組み	☐ 安全衛生管理活動計画表の作成・届出 ☐ 建設業労働安全衛生マネジメント (COHSMOS/ISO45001) の認証 ☐ 該当なし						6
④ 施工能力	ア 技術職員数							
	1級技術者	人	人	人	人	人	人	7
	1級技術者 (講習受講)	人	人	人	人	人	人	
	監理技術者補佐	人	人	人	人	人	人	
	基幹技能者	人	人	人	人	人	人	
	2級技術者	人	人	人	人	人	人	
	イ アの人数のうち40歳未満の技術職員数	人	人	人	人	人	人	8
	ウ アの人数のうち女性技術職員数	人	人	人	人	人	人	9
	エ 「機械・運搬具」の価額	千円						10
ICT建機またはICT装置群の保有	☐ 該当あり ☐ 該当なし						11	
Ⅱ 経営力								
⑤ 経営状況	ア 経営規模等評価結果のY点	☐ 1100点以上 ☐ 1000点以上1100点未満 ☐ 1000点未満						12
	イ 経営規模等評価結果のX 2点	☐ 454点 ☐ 455点以上						13
⑥ 経営基盤強化	ア 会社合併	☐ 土木部長の認定あり				☐ 該当なし		14
	イ 経常建設共同企業体	☐ 土木部長の認定あり				☐ 該当なし		
	ウ 協業組合	☐ 土木部長の認定あり				☐ 該当なし		
	エ 新事業チャレンジ ステップアップ事業の採択	☐ 該当あり				☐ 該当なし		15
	オ ふくいDX推進企業宣言	☐ 該当あり				☐ 該当なし		16
Ⅲ 信頼性								
⑧ 不正行為等による指名停止措置		☐ 該当あり				☐ 該当なし		17
⑨ 監督処分		☐ 該当あり				☐ 該当なし		18

IV 社会性									
⑩ 就業体制		☐ 完全週休二日制 ☐ 4週8休または年間休日120日以上 ☐ 該当なし						19	
⑪ ふくい女性活躍推進企業プラス+の登録		☐ 該当あり ☐ 該当なし						20	
⑫ 障がい者雇用報奨金の受給		☐ 該当あり ☐ 該当なし						21	
⑬ 保護観察対象者等の雇用		☐ 保護観察対象者または更生緊急保護対象者の雇用 ☐ 保護観察所に協力雇用企業の登録 ☐ 該当なし						22	
⑭ 建設従事者雇用	ア 常勤の建設業従事者数 (④アの技術職員数で加算対象となった者を除く。)	人						23	
	イ ⑭アの従事者のうち新規学卒者を雇用	☐ 該当あり ☐ 該当なし						24	
	ウ 建設キャリアアップシステムの事業者登録	☐ 該当あり ☐ 該当なし						25	
⑮ 次世代育成雇用環境整備	ア 子育て支援(次のうちいずれか。)	☐ 一般事業主行動計画の届出 ☐ 一般事業主行動計画の認定 ☐ 父親子育て応援企業の登録 ☐ ふく育応援団「従業員応援企業」の登録 ☐ 該当なし						26	
	イ 従事者の育児休業取得(次のうちいずれか。)	☐ 6か月以上の育児休業を取得 ☐ 1か月以上6か月未満の育児休業を取得 ☐ 該当なし						27	
	ウ 男性の育児休業取得	☐ 該当あり ☐ 該当なし						28	
⑯ 緊急災害時貢献	ア 除雪契約	☐ 該当あり ☐ 該当なし	—	—	—	—	—	29	
	イ 県と除雪契約を締結している者のうち、自社保有(リース保有含む)で除雪作業を行う者	☐ 該当あり ☐ 該当なし	—	—	—	—	—	30	
	ウ 災害協定の締結	☐ 該当あり ☐ 該当なし	—	☐ 該当あり ☐ 該当なし	—	—	—	31	
	エ 消防団協力事業所表示証	☐ 該当あり ☐ 該当なし						32	
⑰ 持続可能な地域・社会づくり「ふくいSDGsパートナー」登録		☐ 該当あり ☐ 該当なし						33	
⑱ 福井県知事表彰を受賞		☐ 該当あり ☐ 該当なし						34	

様式第7号 備考一覧

1	・審査基準日の直前2年間に工事成績評定の検査を受けたものについて、平均点と検査を受けた件数を入力してください。 ・平均点の小数点以下の端数は、切り捨てとしてください。 ・記入のない場合は、加點評価を行いません。 【添付書類】なし。
2	審査基準日の直前2年間に、福井県の優良工事表彰を受けている場合には、「該当あり」にチェックを入れてください。ただし、申請する業種と同じ業種の工事に係るものに限りです。 【添付書類】表彰状の写し(複数の表彰を受けている場合は、特別賞＞優秀賞＞優良賞＞所長表彰の優先順位でいずれか一つ。)
3	審査基準日の直前2年間に、福井県発注以外の公共工事に関して優良工事表彰を受けている場合には、「該当あり」にチェックを入れてください。ただし、申請する業種と同じ業種の工事であって、施工地係が県内のものに係る表彰に限りです。 【添付書類】表彰状の写し(複数の表彰を受けている場合は、いずれか一つ。)、表彰を受けた工事の業種が分かるもの(工事設計書、CORINS登録など)
4	審査基準日の直前2年間に、厚生労働大臣または福井労働局長から安全衛生表彰を受けている場合には、「該当あり」にチェックを入れてください。ただし、申請する業種と同じ業種の工事であって、施工地係が県内の公共工事に係るものに限りです。 【添付書類】表彰状の写し、表彰を受けた工事の業種が分かるもの(工事設計書、CORINS登録など)
5	審査基準日の直前2年間に、安全管理措置の不適切を理由(指名停止等措置要領別表第1第5号から第8号までのいずれか)に指名停止措置または文書注意を受けている場合は、「あり」にチェックを入れてください。
6	アまたはイのいずれかに該当する場合には、該当する欄にチェックをしてください。 ア 審査基準日の前日の属する年度において、安全衛生管理活動計画表を作成し、労働基準監督署に届出をしている者 イ 審査基準日において建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHS MOS)またはISO45001の認証を受けている者 【添付書類】安全衛生管理活動計画表(写)、建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHS MOS)またはISO45001の認証を受けたことを証する書類
7	申請する業種について、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載されている「技術職員数」の数値をそのまま転記してください。
8	アで記載した技術職員のうち、審査基準日時点で満40歳未満の者の人数を記載してください(「0」の場合は不要)。 【添付書類】経営事項審査申請書に添付した「技術職員名簿」(建設業法施行規則様式第25号の11の別紙二)
9	アで記載した技術者のうち、女性職員の人数を記入してください(「0」の場合は不要)。 【添付書類】記入した人数に係る健康保険証の写し
10	審査基準日前1年以内に終了する事業年度に係る貸借対照表の「Ⅱ固定資産」中「機械・運搬具」の欄に記載されている価額(法人にあっては、減価償却累計額を控除した後の額)を転記してください。 【添付書類】経営事項審査申請書に添付した「貸借対照表」(法人にあっては建設業法施行規則様式第15号、個人にあっては同規則様式第18号。「1000万円未満」の場合は不要)
11	審査基準日時点で国土交通省のICT建設機械等認定制度に登録されたICT建設機械またはICT装置群を所有またはリースしている場合は「該当あり」にチェックしてください。 【添付書類】保有していることがわかる書類(売買契約書、リース契約書の写しなど)
12	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載されているY点の数値に基づき、該当する欄にチェックをしてください。
13	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載されているX2点の数値に基づき、該当する欄にチェックをしてください。
14	「経営基盤強化評価決定通知書」の交付を受けている場合、「土木部長の認定あり」にチェックをしてください。 【添付書類】経営基盤強化評価決定通知書の写し
15	審査基準日の直前2年間に新事業チャレンジステップアップ事業支援助成金の交付を受けている場合に「該当あり」にチェックしてください。 【添付書類】新事業チャレンジステップアップ事業支援助成金交付決定通知書
16	資格審査の申請期間の末日において、「ふくいDX推進宣言企業」に登録している場合には、「該当あり」にチェックしてください。 【添付書類】ふくいDX推進宣言企業登録通知書の写し

様式第7号 備考一覧

17	審査基準日の直前2年間に於いて、安全管理措置の不適切以外の理由で指名停止措置または文書注意もしくは口頭注意(指名停止等措置要領別表第1第5号から第8号までに係るものを除く。)を受けている場合には、「該当あり」にチェックを入れてください。
18	審査基準日の直前2年間に於いて、建設業法の監督処分(営業停止または指示処分)を受けている場合は、「該当あり」にチェックを入れてください。
19	就業規則にアまたはイの休日制度を明記し、労働基準監督署に届出ている場合には、該当する欄をチェックしてください。 ア 完全週休2日制 イ 4週8休または年間休日120日以上 【添付書類】労働基準監督署の受付印がある就業規則の写し(受付印が押された部分、休日について規定した部分)本文で具体的な日を定めていない場合は、休日の日数が確認できる書類(資格審査の申請日を含んだ年間のカレンダーなど)
20	資格審査の申請期間の末日に於いて、ふくい女性活躍推進企業プラスに登録されているときは、「該当あり」にチェックしてください。 【添付書類】ふくい女性活躍推進企業プラス登録通知書の写し
21	審査基準日の前日の属する年度に於いて、障害者雇用調整金・報奨金の支給を受けている場合は、「該当あり」にチェックしてください。 【添付書類】障害者雇用調整金・報奨金支給決定通知書の写し
22	アまたはイのいずれかに該当する場合には、該当する欄にチェックをしてください。 ア 審査基準日の直前2年間に於いて、保護観察対象者または更生緊急保護の期間中の者を雇用した者 イ 審査基準日に於いて保護観察所の協力雇用主に登録している者 【添付書類】保護観察対象者等雇用に関する証明書、協力雇用主登録に関する証明書
23	審査基準日に於いて自社で6か月以上引き続き雇用する建設業従事者の人数を記入してください。ただし、技術職員数で加点対象となった者は除いてください。 【添付書類】①記入した人数に係る健康保険証の写し(会社名の表示がない場合には、賃金台帳、出勤簿等会社との雇用関係が分かる書類の写しを併せて提出してください。)(および②経営規模等評価申請書に添付した技術職員名簿(様式第25号の11 別紙二 20005帳票)の写し
24	23に該当する者のうち、令和4年4月2日から令和6年4月1日までの間に新規卒卒者(卒業した日から翌年の3月31日までの者)を雇用している場合は、「該当あり」にチェックしてください。 【添付書類】①新規卒卒者の卒業証書または卒業証明書の写し②健康保険証の写し(会社名の表示がない場合には、賃金台帳、出勤簿等会社との雇用関係が分かる書類の写しを併せて提出してください。)(②は該当する者が23と重複する場合は不要)
25	資格審査の申請期間の末日に於いて、建設キャリアアップシステムの事業者登録をしている場合には、「該当あり」にチェックを入れてください。 【添付書類】事業者ID登録が確認できる書類
26	アからエまでのいずれかに該当する場合には、該当する欄にチェックをしてください。 ア 資格審査の申請期間の末日に於いて、次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を労働局へ届け出ている者 イ 資格審査の申請期間の末日に於いて、次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画の認定を受けている者 ウ 資格審査の申請期間の末日に於いて、県の父親子育て応援企業に登録されている者 エ 資格審査の申請期間の末日に於いて、ふく育応援団「従業員応援企業」に登録されている者 【添付書類】届出書、認定書、表彰状の写しなど(いずれか一つ。)
27	審査基準日の直前2年間に於いて、育児休業を1か月以上6か月未満取得した職員または6か月以上取得した職員を雇用している場合には、該当する欄にチェックを入れてください。 【添付書類】①健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者確認通知書、育児休業給付金支給決定通知書、社会保険が適用除外の個人事業においては事業主の証明書など(いずれか一つ。) ②経営事項審査申請書に添付した「技術職員名簿」(建設業法施行規則様式第25号の11の別紙二)(I④で「技術職員名簿」を提出する場合は不要)
28	上記育児休業を取得した従業員の中で男性従業員がいる場合は「該当あり」にチェックしてください。 【添付書類】運転免許証、マイナンバーカードなど

様式第7号 備考一覧

29	審査基準日の属する年度またはその前年度において、県または県内の市町のいずれかと除雪契約（凍結防止剤散布を含む。）を締結している場合には、「該当あり」にチェックを入れてください。 【添付書類】除雪契約書の写し（イで県との除雪契約書の写しを提出する場合は不要）
30	審査基準日の属する年度において、県と除雪契約を締結している者のうち、自社保有機械（リース保有含む）で除雪作業を行う場合には、「該当あり」にチェックを入れてください。 【添付書類】県との除雪契約書の写し
31	資格審査の申請期間の末日において、災害協定を締結している場合に「該当あり」にチェックしてください。 【添付書類】①災害協定を締結していることがわかる書類（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「防災協定の締結の有無」が「有」の場合は不要）および②電気工事業を申請する場合にあつては、福井県電業協会の会員であることが分かる書類の写し
32	資格審査の申請期間の末日において、消防団協力事業所表示証を取得している場合には、「該当あり」にチェックしてください。 【添付書類】消防団協力事業所表示証の写し
33	資格審査の申請期間の末日において、「ふくいSDGsパートナー」に登録している場合には、「該当あり」にチェックしてください。 【添付書類】ふくいSDGsパートナー登録通知書の写し
34	審査基準日の直前2年間に於いて、県の知事表彰を受けた者または知事表彰を受けた個人を雇用している者は、「該当あり」にチェックしてください。 【添付書類】表彰状の写し、個人がいる場合は在籍が分かるもの（健康保険証などの写し）

※ 受付票の発行を希望されない方は、提出の必要はありません。

受 付 票		
提出者	所 在 地	
	名 称	
	代表者の氏名	
〔提出する書類〕 ☐ 令和 7・8 年度建設工事に係る競争入札参加資格申請書 ☐ 令和 7・8 年度建設工事に係る競争入札参加資格申請書に係る変更届 ☐ その他（ ）		
受付印押印欄 (何も記入しないでください。)		備 考 (提出者の備忘録等、任意に御利用ください。)

- ※ 1 郵送で提出される方は、必要な金額分の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
- 2 原則として、この受付票以外の方法による受付確認は行いませんのでご了承をお願いします。

誓 約 書

令和 年 月 日

福井県知事 杉本 達治 様

所 在 地
商号または名称
氏 名

⑩

令和7・8年度の競争入札参加資格申請書に添付すべき経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）につきましては、決算事務の都合により添付することができません。

現在、令和 年 月 日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の交付を受けるべく、下記のとおり準備しておりますので申請書を受理願います。

なお、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書につきましては、令和7年1月31日（金）までに交付を受けることとし、交付を受けることができなかった場合には、資格申請を却下されても異議を申し立てることはいたしません。

記

経営状況分析申請書の申請（予定）日

令和 年 月 日（予定）

経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の申請（予定）日

令和 年 月 日（予定）

※ 令和7年1月31日（金）までに、令和6年10月1日前1年以内に終了する事業年度を審査基準日とする経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の提出がない場合は、資格審査を受けることができません。

なお、福井県知事の建設業許可を受けている者であって、資格審査の申請と同時に経営事項審査の申請をする場合は、本様式の提出は不要です。

令和 7・8 年度建設工事等競争入札参加資格審査における経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の添付ができない建設業者の取扱いについて

決算事務の都合等により、資格審査の申請受付期間内に、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）の添付ができない建設業者については、受付印が押印された経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（写）を添付した上で、申請書に添付すべき経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の提出を確約する書面（別紙参照）を提出してください。

なお、資格審査事務の都合上、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）は、原則として令和 7 年 1 月 31 日（金）までに提出してください。

なお、この特例の適用を受ける方は、電子申請入力画面において、経営事項審査の総合評定値（P 点）、平均完成工事高等および経営状況分析結果の評点（Y 点）を入力する必要はありません。

（参考）

建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成 10 年福井県告示第 749 号）

別表第 1

（注）2 4（1）アの規定による資格審査の申請をする場合に限り、資格審査の申請時において経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書の交付を受けていない者は、前号の規定にかかわらず、知事が指定する日までに、同号の規定に係る経営規模等評価申請書および総合評定値請求書の写しを提出することにより、経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書の提出に代えることができるものとする。

健康保険、厚生年金保険および雇用保険の被保険者の届出日が
審査基準日前 2 年間に満たない旨の理由書

年 月 日

福井県知事 様

所在地

商号または名称

代表者氏名

印

次のとおり、健康保険、厚生年金保険および雇用保険の加入において、被保険者の届出日から競争入札参加資格審査の審査基準日までの期間が 2 年に満たない旨の理由書を提出します。

(健康保険)

- ☐ 従業員 5 人未満の個人事業所であったため。
- ☐ 従業員 5 人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であったため。
- ☐ その他の理由

--

(厚生年金保険)

- ☐ 従業員 5 人未満の個人事業所であったため。
- ☐ 従業員 5 人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であったため。
- ☐ その他の理由

--

(雇用保険)

- ☐ 暫定任意適用事業に該当する個人事業主であったため。
- ☐ 労働者を一人も雇用していなかったため。
- ☐ その他の理由

--

様式第 11 号

保護観察対象者等雇用に関する証明書

年 月 日

福井保護観察所長 様

申請者

所在地

商号又は名称

代表者

印

下記のとおり、保護観察対象者等の雇用実績を証明願います。

記

雇用期間 年 月 日 から 年 月 日まで

添付書類：上記期間における雇用を証明する資料（被雇用者の所得税源泉徴収簿の写し等。なお書類は保護観察所において保管し、返却いたしません。）

注： 保護観察対象者等とは、更生保護法第48条に規定する保護観察対象者又は同法第85条に規定する更生緊急保護の法定期間中だった者

上記申請内容に相違ないことを証明します。

年 月 日

福井保護観察所長

印

協力雇用主登録に関する証明書

年 月 日

福井保護観察所長 様

申請者

所在地

商号又は名称

代表者

印

当社が 年 月 日^(※)において福井保護観察所に協力雇用主として登録されていることを証明願います。

上記申請者が協力雇用主として登録されていることを証明します。

年 月 日

福井保護観察所長

印

(※) 競争入札参加資格審査の審査基準日を記入すること。

例：令和 7・8 度定期申請の場合…令和 6 年 10 月 1 日

令和 7 年 5 月追加申請の場合…令和 7 年 1 月 1 日

様式第13号

県税の納税状況に関する情報の提供について

私は、建設工事に係る競争入札の参加者の資格審査を福井県に申請するに当たり、福井県税務課が、福井県土木管理課に対し、私の福井県への納税状況に関する情報を提供することに同意します。

年 月 日

〔フリ ガナ〕
氏名(法人にあっては、法人の名称及び代表者の肩書・氏名)

郵便番号・住所(法人にあっては、本店の所在地)

法人番号(個人事業主の方は記入しないでください)

福井県知事 様

＊納税状況に関する情報の提供に関する事項

本同意書に基づき提供された納税状況に関する情報は、福井県への建設工事に係る競争入札の参加者の資格審査の申請に当たり、福井県土木管理課がその業務の遂行に必要な範囲内の情報に限るとともに、提供された情報は当該業務に係る事務以外には使用いたしません。

様式1

年 月 日

福井県知事 杉本 達治 様

申請者
所 在 地
商号または名称
代 表 者 氏 名

事業協同組合特例措置適用申出書

年度建設工事競争入札参加資格審査申請時において、事業協同組合の特例措置の適用を受けたいので、下記の資料を添えて申出します。

記

- 一 当該組合および審査対象者の経営事項審査結果通知書
- 二 当該組合および審査対象者の役員名簿
- 三 組合員名簿
- 四 官公需適格組合証明書
- 五 事業協同組合調書（様式2）

参考様式

令和 年 月 日

労働保険特別会計 歳入徴収官
福井労働局長 殿

事業場所在地
事業場名称
代表者氏名

労働保険料納入に係る証明について(依頼)

みだしのことについて、競争入札参加資格審査申請に使用するため、下記事項について証明願います。

記

- 1 労働保険番号 18
- 2 確認期間 H・R 年 月 日～H・R 年 月 日
- 3 2の確認期間内に納付期限のある労働保険料について未納はありません。

以上

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

労働保険特別会計 歳入徴収官
福井労働局長

納税証明書交付請求書

収入印紙ちょう付欄
(消印しないでください)

税務署長 あて

年 月 日

【代理人記入欄】
代理人の方のみ記入してください。
住所

氏名

※代理人の方が請求される場合は委任状が必要です。

住所 (納税地)	
(フリガナ)	
氏名 又は 法人名及び 代表者氏名	
個人番号 又は 法人番号	

※個人番号の記入に当たっては、左端を空欄にしてください。

(信託の名称:)

下記のとおり、納税証明書の交付を請求します。

記

証明書の 種類	☐ その1	☐ その2	☐ その3 ☐ その3の2 ☐ その3の3	☐ その4
証明を受けようとする税目 (該当する税目にレ印を記入してください。)	☐ 申告所得税及復興特別所得税 ☐ 法人税 ☐ 消費税及地方消費税 ☐ その他(税)	☐ 申告所得税及復興特別所得税 ☐ 法人税	☐ 申告所得税及復興特別所得税 ☐ 法人税 ☐ 消費税及地方消費税 ☐ その他(税) ※その3の2、その3の3の場合は記入する必要はありません。	
証明を受けようとする国税の年度	年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日	年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日		
証明を受けようとする事項 (□には、必要な場合にレ印を記入してください。)	・納付すべき税額 ・納付済額 ・未納税額 ☐ 法定納期限等 ☐ 源泉徴収税額 ☐ 未納税額のみ ☐ 連帯納付責任額 ☐ 国際最低課税額に対する法人税額	所得金額 申告所得税及復興特別所得税 ※指定がない場合は、総所得金額のみを証明します。 ☐ 総所得金額 ☐ 事業所得金額 ☐ 上記以外の金額() 法人税 ☐ 課税標準国際最低課税額	未納の税額がないこと ※その3の2は「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に、その3の3は「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納税額がないこととなります。	次の期間について、滞納処分を受けたことがないこと 自 年 月 日 至 年 月 日
証明書の請求枚数	枚	枚	枚	枚

証明書の使用目的	☐ 資金借入 ☐ 入札参加指名願 ☐ 登録申請(更新) ☐ 保証人 ☐ その他(☐ 永住許可・在留資格 ☐)
----------	--

※税務署整理欄									
個人 (代理人)	☐ 番号確認	☐ 本人確認	番号確認書類(個人のみ) ☐ 個人番号カード ☐ 通知カード ☐ その他						確認者
	☐ 委任状		本人(代理人)確認書類 ☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 旅券(パスポート) ☐ その他 ☐ 官公庁発行の身分・資格証明書(顔写真付)()						
法人 (代理人)	☐ 本人確認	☐ 委任状							証明番号
整理番号							個人番号		
摘要									
☐ 収入印紙 ☐ 現金	その1	税目数	年度	枚	円	合計 (内現金 円)	確認者	領収担当者	
	その2		年度	枚	円				
	その3			枚	円				
	その4			枚	円				

2025年4月

納税証明書交付請求書

収入印紙ちょう付欄
(消印しないでください)

税務署長 あて

年 月 日

【代理人記入欄】

代理人の方のみ記入してください。
住所

氏名

住 所
(納 税 地)

(フリガナ)

氏 名
又 は
法人名及び
代表者氏名

※代理人の方

個人の場合は「□その3の2」に、法人の場合は「□その3の3」にチェックを入れて、最寄りの税務署で交付を受けてください。

にしてください。

下記のとおり、納税証明書の交付を請求します。

記

証 明 書 の 種 類	□ その1	□ その2	□ その3 □ その3の2 □ その3の3	□ その4
証 明 を 受 け よ う と する 税 目 (該当する税目にレ印を記入してください。)	☐ 申告所得税及復興特別所得税 ☐ 法人税 ☐ 消費税及地方消費税 ☐ その他(税)	☐ 申告所得税及復興特別所得税 ☐ 法人税	☐ 申告所得税及復興特別所得税 ☐ 法人税 ☐ 消費税及地方消費税 ☐ その他(税) ※その3の2、その3の3の場合は記入する必要はありません。	
証 明 を 受 け よ う と する 国 税 の 年 度	年分 自 年 月 日 年分 自 年 月 日 年分 自 年 月 日	年分 自 年 月 日 年分 自 年 月 日 年分 自 年 月 日		
証 明 を 受 け よ う と する 事 項	・納付すべき税額 ・納付済額 ・未納税額 ☐ 法定納期限等 ☐ 源泉徴収税額 ☐ 未納税額のみ (□には、必要な場合にレ印を記入してください。)	所得金額 ※申告所得税及復興特別所得税の証明の場合、所得種類別の証明も可能です。 ☐ には証明を受けようとする事項にレ印を記入してください。 ☐ 総所得金額の証明 ☐ 事業所得金額の証明 ☐ 上記以外の所得金額の証明()	未納の税額がないこと ※その3の2は「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に、その3の3は「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納税額がないこととなります。	次の期間について、滞納処分を受けたことがないこと 自 年 月 日 至 年 月 日
証 明 書 の 請 求 枚 数	枚	枚	枚	枚

証 明 書 の 使 用 目 的
☐ 資金借入 ☐ 入札参加指名願 ☐ 登録申請(更新) ☐ 保証人
☐ その他()

※税務署整理欄

個 人 (代理人)	☐ 番号確認 ☐ 本人確認 ☐ 委任状	番号確認書類(個人のみ) ☐ 個人番号カード ☐ 通知カード ☐ その他 本人(代理人)確認書類 ☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 旅券(パスポート) ☐ その他 ☐ 官公庁発行の身分・資格証明書(顔写真真付)	確認者 証 明 番 号
整 理 番 号		個 人 番 号	
摘 要			
☐ 収 入 印 紙 ☐ 現 金	その 1 税目数 その 2 その 3 その 4	年度 年度 年度 年度	枚 枚 枚 枚
合計	円	円	円
確認者	領収担当者		

納税証明書交付請求書

年 月 日

福井県

長様

住 所(所在地)

(フリガナ)

請求者 氏 名(名 称)

(納税者) 個人番号(法人番号)

連 絡 先(電話番号)

※代理人の方が請求する場合のみ記入してください。
住所
代理人 氏名
連絡先(電話番号)

次のとおり納税証明書の交付を請求します。

※該当する欄の□にレ印を記入するとともに、必要事項（対象税目、枚数および提出先）を記入してください。

	使 用 目 的	対 象 税 目		証 明 事 項	枚数
☐	(1)自動車の名義変更 または抹消登録	自動車税種別割	登録番号 福井()	未納の額がないこと。	枚
☐	(2)県制度融資および 設備貸与制度の申込み	全税目		滞納の額がないこと。	枚
☐	(3)県への補助金等の申請 (県営住宅の申込を含む。)	全税目		滞納の額がないこと。	枚
☐	(4)建設業許可の申請 (初めての許可の場合)	個人事業税 法人事業税・ 特別法人事業税・ 地方法人特別税	()年所得分 (年 月 日)事業年度終了分	納付すべき額、納付した 額および未納の額	枚
☐	(5)建設業の事業年度 終了の届出	個人事業税 法人事業税・ 特別法人事業税・ 地方法人特別税	()年所得分 (年 月 日)事業年度終了分	納付すべき額、納付した 額および未納の額	枚
☐	(6)競争入札参加者の 資格審査の申請	個人事業税 法人事業税・ 特別法人事業税・ 地方法人特別税 全税目	()年所得分 (年 月 日)事業年度終了分	納付すべき額、納付した 額および未納の額 滞納の額がないこと。	枚 枚
☐	(7)金融機関への融資 申込み	個人事業税 法人事業税・ 特別法人事業税・ 地方法人特別税 全税目	()年所得分 (年 月 日)事業年度終了分	納付すべき額、納付した 額および未納の額 滞納の額がないこと。	枚 枚
☐	(8)試掘権の存続延長の出願また は試掘権の採掘権への転願	鉱区税	登録番号 第()号	滞納の額がないこと。	枚
☐	(9)その他 ()	個人事業税 法人事業税・ 特別法人事業税・ 地方法人特別税 全税目 その他 ()	()年所得分 (年 月 日)事業年度終了分	納付すべき額、納付した 額および未納の額 滞納の額がないこと。 過去()年以内に滞納処分 を受けたことがないこと。	枚 枚
【提出先】		証紙貼付欄【枚数×400円】			
		【申込番号】 [][][][]-[][][][]-[][][][] (手数料納付システム利用時に記入)	【申込番号】 [][][][]-[][][][]-[][][][] (手数料納付システム利用時に記入)	【申込番号】 [][][][]-[][][][]-[][][][] (手数料納付システム利用時に記入)	

※ 納税者本人が記載してください。

委 任 状

年 月 日

私は、上記の内容において、納税証明書の交付請求および受領に関する権限を

代理人 住所(所在地)
(窓口に来られる方) 氏名(名 称)

に委任します。

委任者 住所(所在地)
(納税者) 氏名(名 称)

印

※窓口使用欄

身元確認方法

☐個人番号カード
☐運転免許証
☐保険証
☐社員証
☐その他 ☐郵送

番号確認方法

☐個人番号カード
☐住民票(写)
☐その他

確認者

納税証明書交付請求書

年 月 日

福井県

長様

住 所(所在地)

(フリガナ)

請求者 氏 名(名 称)

(納税者) 個人番号(法人番号)

連 絡 先(電話番号)

※代理人の方が請求する場合のみ記入してください。
住所
代理人 氏名
連絡先(電話番号)

次のとおり納税証明書の交付を請求します。

※該当する欄の□にレ印を記入するとともに、必要事項（対象税目、枚数および提出先）を記入してください。

	使 用 目 的	対 象 税 目		証 明 事 項	枚数
☐	(1)自動車の名義変更 または抹消登録	自動車税種別割	登録番号 福井()	未納の額がないこと。	枚
☐	(2)県制度融資および 設備貸与制度の申込み	全税目		滞納の額がないこと。	枚
☐	(3)県への補助金等の申請 (県営住宅の申込を含む)	全税目		滞納の額がないこと。	枚
☐	(4)建設業許可 (初めての許可)			納付すべき額、納付した額および未納の額	枚
☐	(5)建設業の事業 終了の届出	法人事業税・ 特別法人事業税・ 地方法人特別税	(年 月 日)事業年度終了分	納付すべき額、納付した額および未納の額	枚
☒	(6)競争入札参加者の 資格審査の申請	個人事業税	()年所得分	納付すべき額、納付した額および未納の額	枚
		法人事業税・ 特別法人事業税・ 地方法人特別税	(年 月 日)事業年度終了分	納付すべき額、納付した額および未納の額	枚
		全税目		滞納の額がないこと。	1 枚
☐	(7)金融機関への融資 申込み	個人事業税	()年所得分	納付すべき額、納付した額および未納の額	枚
		法人事業税・ 特別法人事業税・ 地方法人特別税	(年 月 日)事業年度終了分	納付すべき額、納付した額および未納の額	枚
		全税目		滞納の額がないこと。	枚
☐	(8)試掘権の存続延長の出願または 試掘権の採掘権への転願	鉱区税	登録番号 第 () 号	滞納の額がないこと。	枚
☐	(9)その他	個人事業税	()年所得分	納付すべき額、納付した額および未納の額	枚
		法人事業税・ 特別法人事業税・ 地方法人特別税	(年 月 日)事業年度終了分	納付すべき額、納付した額および未納の額	枚
		全税目		滞納の額がないこと。	枚
		その他		過去()年以内に滞納処分 を受けたことがないこと。	枚
【提出先】		証紙貼付欄【枚数×400円】			
		【申込番号】 [][][][]-[][][][]-[][][][] (手数料納付システム利用時に記入)		【申込番号】 [][][][]-[][][][]-[][][][] (手数料納付システム利用時に記入)	
		【申込番号】 [][][][]-[][][][]-[][][][] (手数料納付システム利用時に記入)			

「(6)競争入札参加者の資格審査の申請」にレ印を記入し、
「全税目」の「滞納の額がないこと。」に「1」を記入のう
え、最寄りの県税事務所で交付を受けてください。

※ 納税者本人が記載してください。

委 任 状

年 月 日

私は、上記の内容において、納税証明書の交付請求および受領に関する権限を

代理人 住所(所在地)

(窓口に来られる方) 氏名(名 称)

に委任します。

委任者 住所(所在地)

(納税者) 氏名(名 称)

印

※窓口使用欄

身元確認方法

☐個人番号カード

☐運転免許証

☐保険証

☐社員証

☐その他 ☐郵送

番号確認方法

☐個人番号カード

☐住民票(写)

☐その他

確認者

育児休業証明書

育児休業取得者 氏 名	
育児休業期間	年 月 日～ 年 月 日
上記の事項について、事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 事業所在地 _____ 事業所名 _____ 代表者氏名 _____ 印	

電子申請 注意点

[125] 許可区分 1 5

[126] 平均完成工事高 1 5

(整数9桁まで)

千円

次へ

申請書一時保存 入力途中の申請書を一時的に保存します

申請中止 申請書の入力を中止して「申請先の選択（トップページ）」へ戻ります

[このサービスについて](#) |
 [システム説明](#) |
 [利用規約](#) |
 [サービスに関するお問い合わせ](#)

[↑ 上部に戻る](#)

一時保存もできます。

全て入力が終わりましたら「次へ」をクリックしてください。



申請書入力

送信内容確認

送信完了

送信内容確認

- 【送信】ボタンをクリックした後にブラウザの「戻る」、「更新」、「中止」操作を行わないでください。
- 申請書を送信します。
- 内容をご確認の上、よろしければ【送信】をクリックしてください。

申請先	福井県
手続名	競争入札参加資格審査申請（県内建設業者）（R7・8定期申請）

手続室

送信

申請書表示

申請書一時保存

入力途中の申請書を一時的に保存します

申請中止

申請書の入力を中止して「申請先の選択（トップページ）」へ戻ります

戻る

必ずクリックして様式1号と附表を印刷して
申請書に添付をしてください。

？
お困りの場
合はこちら

申請書入力 送信内容確認 **送信完了**

送信完了

- 申請書の送信が完了しました。
- お問い合わせの際には「受付番号」が必要となりますので、念のためこのページを印刷して保管されることをお勧めします。

申請先	福井県
手続き名	競争入札参加資格審査申請（県内建設業者）（R 7・8 定期申請）

[手続案内](#)

受付結果

受付日時	2024年10月21日 14時45分
受付番号	102145485

[申請先の選択（トップページ）へ戻る](#)

このページでも様式1号と附表の印刷が可能です。
お忘れなく印刷をお願いいたします。

申請書控え保存 申請書の控えをダウンロードします

ページ印刷 このページを印刷します

電子申請が完了したことを示すためこのページの印刷もお願いいたします。

※最後に福井県就業実態調査について土木管理課 HP の回答フォームから回答し、受信確認画面を印刷したものの提出を併せてお願いします。

提出資料チェック表(県内建設業用)

項 目	様 式	申請業種							
		土木一式	建築一式	電気	管	鋼構造物	舗装	その他	
提出書類チェック表	本用紙	□							
電子申請送信後の受付結果が表示される「送信完了」の画面		□							
競争入札参加資格審査申請書（県内建設業者用）	様式第1号（その1）	□							
とび・土工・コンクリート工事の完成工事高内訳調べ	様式第4号	—	—	—	—	—	—	□※3	
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）	発行官公署様式	□							
誓約書※1	様式第9号（その1）	□							
建設業退職金共済制度に加入等を証する書類（写）※2	発行官公署様式	□							
社会保険料について未納の期間がない旨を証する書類	発行官公署様式	□							
健康保険、厚生年金保険および雇用保険の被保険者の届出日が審査基準日前2年間に満たない旨の理由書※3	様式第10号	□							
電気工事業を開始した旨の届出受理書（写）	発行官公署様式	—	—	□	—	—	—	—	
登記事項証明書（法人）または身元証明書（個人）（写し可）	発行官公署様式	□							
税（法人税または申告所得税、消費税および地方消費税）に滞納のない旨の証明書（写し可）※4	発行官公署様式	□							
県税の納税状況に関する情報の提供についての同意書または 税（福井県）に滞納のない旨の証明書（写し可）※5	様式第13号 発行官公署様式	□							
舗装工事施工体制実態調査	様式第5号	—	—	—	—	—	□	—	
舗装工事施工体制実態調査の添付資料		—	—	—	—	—	□	—	
営業所調査書（県内建設業者用）	様式第6号（その1） （その1）（附表1） （その1）（附表2）	□							
特別項目の算定に係る自己申告書	様式第7号	□							—
特別項目の算定に係る自己申告書（様式第7号）の添付資料									—
優良工事表彰を受けたことを証する書類（写）※3		□	□	□	□	□	□	—	
労働安全衛生表彰を受けたことを証する書類（写）※3		□	□	□	□	□	□	—	
安全衛生管理活動計画表（写）※3		□							—
建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMOS）またはISO45001の認証を受けたことを証する書類（写）※3		□							—
経営事項審査申請書に添付した「技術職員名簿」（建設業法施行規則様式第25号の11の別紙二）※3		□							—
上記「技術職員名簿」の女性職員の健康保険証（写）※3		□	□	□	□	□	□	—	
経営事項審査申請書に添付した「貸借対照表」（法人は建設業法施行規則様式第15号、個人は様式第18号）※3		□							—
I C T建機等の保有を証する書類（写）※3		□							—
経営基盤強化評価決定通知書（写）※3		□							—
新事業チャレンジステップアップ事業支援助成金交付決定通知書（写）※3		□							—
ふくいDX推進宣言企業登録通知書（写）※3		□							—
4週8休等の休業制度が記載された就業規則（写）（労働基準監督署受付印あるもの）、年間休日数が確認できる書類（写）※3		□							—
ふくい女性活躍推進企業プラス登録通知書（写）※3		□							—
障害者雇用調整金・報奨金支給決定通知書（写）※3	様式第13号	□							—
保護観察対象者等雇用に関する証明書※3	様式第11号	□							—
協力雇用主に関する証明書※3		□							—
常勤の建設業従事者の健康保険証（写）		□							—
新規学卒者の卒業証書または卒業証明書（写）※3		□							—
建設キャリアアップシステム事業者ID登録が確認できる書類※3		□							—
一般事業主行動計画策定・変更届（写）※3		□							—
基準適合一般事業主認定書（写）※3		□							—
父親子育て応援企業登録通知書（写）※3		□							—
ふく育応援団「従業員応援企業」に登録されたことを証する書類（写）※3		□							—
育児休業給付金免除決定通知書等の育児休業を取得したことを証する書類（写）※3		□							—
除雪契約書（写）※3		□	—	—	—	—	—	—	
災害協定書（写）※2、※3		□	—	□	—	—	—	—	
消防団協力事業所表示証（写）※3		□							—
除雪契約書（写）※3		□	—	—	—	—	—	—	
ふくいSDGsパートナー登録通知書（写）※3		□							—
福井県知事表彰状（写）※3		□							—
建築一式元請工事の施工実績を証する書類（写）※3	任意様式	—	□	—	—	—	—	—	
福井県就業実態調査 受信確認画面（写）		□							
110円切手（結果通知用）		□							
受付票（受付票の交付を希望される方のみ） および受付票返送用封筒（切手貼付）	様式第8号	□							

※1 令和5年10月1日から令和6年9月30日までの間に終了する事業年度の決算日を基準として行われた経営事項審査の結果通知書を添付できない場合に、結果通知書に代えて提出してください。なお、令和7年1月31日までに結果通知書を提出できないときは、理由の如何を問わず、申請を却下します。

2 経営規模等評価結果通知書で「無」の表示がある場合に限り、提出してください。

3 該当する事項がある場合に限り、提出してください。

4 法人にあっては国税通則法施行規則別紙第9号様式3の3、個人にあっては同様式その3の2を提出してください。

5 「個人県民税を除くすべての県税」に滞納がない旨の証明書を提出してください。

提出書類チェック表（県内JV業者用）

項 目	様 式	申請業種						
		土木一式	建築一式	電気	管	鋼構造物	舗装	その他
提出書類チェック表（本用紙）		□						
電子申請送信後の受付結果が表示される「送信完了」の画面		□						
競争入札参加資格審査申請書（県内建設業者用）	様式第1号（その1）	□						
経常建設共同企業体構成員一覧表	様式第2号	□						
経営規模等総括表	様式第3号	□						
経常建設共同企業体協定書（写）	任意様式	□						
とび・土工・コンクリート工事の完成工事高内訳調べ※6	様式第4号	—	—	—	—	—	—	□※3
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）※6	発行官公署様式	□						
誓約書※1	様式第9号（その2）							
建設業退職金共済制度に加入等を証する書類（写）※2、※6	発行官公署様式	□						
社会保険料について未納の期間がない旨を証する書類※6	発行官公署様式	□						
健康保険、厚生年金保険および雇用保険の被保険者の届出日が審査基準日前2年間に満たない旨の理由書※3	様式第10号	□						
電気工事業を開始した旨の届出受理書（写）※6	発行官公署様式	—	—	□	—	—	—	—
登記事項証明書または身元証明書（写し可）※6	発行官公署様式	□						
税（法人税または申告所得税、消費税および地方消費税）に滞納のない旨の証明書（写し可）※4、※6	発行官公署様式	□						
県税の納税状況に関する情報の提供についての同意書または税（福井県）に滞納のない旨の証明書（写し可）※5、※6	様式第13号 発行官公署様式	□						
舗装工事施工体制実態調査書	様式第5号	—	—	—	—	—	□	—
舗装工事施工体制実態調査書の添付資料		—	—	—	—	—	□	—
営業所調査書（県内建設業者用）※6	様式第6号（その1） （その1）（附表1） （その1）（附表2）	□						
特別項目の算定に係る自己申告書	様式第7号	□						—
特別項目の算定に係る自己申告書（様式第7号）の添付資料								—
優良工事表彰を受けたことを証する書類（写）※3		□	□	□	□	□	□	—
労働安全衛生表彰を受けたことを証する書類（写）※3		□	□	□	□	□	□	—
安全衛生管理活動計画表（写）※3		□						—
建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMOS）またはISO45001の認証を受けたことを証する書類（写）※3		□						—
経営事項審査申請書に添付した「技術職員名簿」（建設業法施行規則様式第25号の11の別紙二）※3		□						—
上記「技術職員名簿」の女性職員の健康保険証（写）※3		□	□	□	□	□	□	—
経営事項審査申請書に添付した「貸借対照表」（法人は建設業法施行規則様式第15号、個人は様式第18号）※3		□						—
I C T建機等の保有を証する書類（写）※3		□						—
経営基盤強化評価決定通知書（写）※3		□						—
新事業チャレンジステップアップ事業支援助成金交付決定通知書（写）※3		□						—
ふくいDX推進宣言企業登録通知書（写）※3		□						—
4週8休等の休業制度が記載された就業規則（写）（労働基準監督署受付印あるもの）、年間休日数が確認できる書類（写）※3		□						—
ふくい女性活躍推進企業プラス登録通知書（写）※3		□						—
障害者雇用調整金・報奨金支給決定通知書（写）※3	様式第13号	□						—
保護観察対象者等雇用に関する証明書※3	様式第11号	□						—
協力雇用主に関する証明書※3		□						—
常勤の建設業従事者の健康保険証（写）		□						—
新規学卒者の卒業証書または卒業証明書（写）※3		□						—
建設キャリアアップシステム事業者ID登録が確認できる書類※3		□						—
一般事業主行動計画策定・変更届（写）※3		□						—
基準適合一般事業主認定書（写）※3		□						—
父親子育て応援企業登録通知書（写）※3		□						—
ふく育応援団「従業員応援企業」に登録されたことを証する書類（写）※3		□						—
育児休業給付金免除決定通知書等の育児休業を取得したことを証する書類（写）※3		□						—
除雪契約書（写）※3		□	—	—	—	—	—	—
災害協定書（写）※2、※3		□	—	□	—	—	—	—
消防団協力事業所表示証（写）※3		□						—
除雪契約書（写）※3		□	—	—	—	—	—	—
ふくいSDGsパートナー登録通知書（写）※3		□						—
福井県知事表彰状（写）※3		□						—
建築一式元請工事の施工実績を証する書類（写）※3	任意様式	—	□	—	—	—	—	—
福井県就業実態調査 受信確認画面（写）		□						
110円切手（結果通知用）		□						
受付票（受付票の交付を希望される方のみ） および受付票返送用封筒（切手貼付）	様式第8号	□						

- ※1 令和5年10月1日から令和6年9月30日までの間に終了する事業年度の決算日を基準として行われた経営事項審査の結果通知書を添付できない場合に、結果通知書に代えて提出してください。なお、令和7年1月31日までに結果通知書を提出できないときは、理由の如何を問わず、申請を却下します。
- 2 経営規模等評価結果通知書で「無」の表示がある場合に限り、提出してください。
- 3 該当する事項がある場合に限り、提出してください。
- 4 法人にあっては国税通則法施行規則別紙第9号様式3の3、個人にあっては同様式その3の2を提出してください。
- 5 「個人県民税を除くすべての県税」に滞納がない旨の証明書を提出してください。
- 6 共同企業体の構成員全てについて提出してください。